

## ゲノム編集技術の利用により得られた生物の使用等に関する申し合わせ

ゲノム編集技術の利用により得られた生物について、カルタヘナ法上での整理及び取扱について環境省からの方針（環自野発第 1902081 号 平成 31 年 2 月 8 日）が出され、これに従った、研究段階におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の使用等にかかる留意事項（元受文科振第 100 号 令和元年 6 月 13 日）が通知された。

この留意事項に従い、ゲノム編集技術の利用により得られた生物の使用等に関する事項を以下に定める。

1. ゲノム編集技術の利用により得られた生物を取り扱うすべての実験等に関しては、遺伝子組換え実験と同様に申請を行い、承認を得て実施するものとする。
2. 実施に際してのバイオセーフティレベルは、文部科学省研究開発二種告示（文部科学省告示 7 号）の別表 2（第 2 条関係）の生物種のクラス分けなどカルタヘナ法の内容を参考とする。
3. 最終的に得られた生物に細胞外で加工した核酸を含む場合、もしくは核酸の有無を確認していない場合には、カルタヘナ法に基づく取り扱いとする。
4. 最終的に得られた生物に細胞外で加工した核酸が含まれず、閉鎖系（実験室、飼育室等）で使用等を行う場合には、カルタヘナ法に基づく取り扱いとする。
5. 最終的に得られた生物に細胞外で加工した核酸が含まれず、開放系（屋外の圃場等）における使用等を計画する場合には、その使用等に先立ち、その生物の特徴及び生物多様性影響が生じる可能性の考察等について主務官庁（文部科学省）に情報提供する必要があることから、その計画については、事前に遺伝子組換え実験安全委員会事務局に申し出ること。
6. 第 5 項により申し出のあった計画については、遺伝子組換え実験安全委員会で検討を行う。
7. ゲノム編集技術を用いて作成した生物を他施設へ譲渡する場合には、別紙様式 2 号（第 14 条関係）を用いて必要事項を記載し、相手方に情報提供を行う。

令和元年 8 月 27 日

鳥取大学遺伝子組換え実験安全委員会

別紙様式第 2 号(第 14 条関係)

遺伝子組換え生物等の国内移動に係る情報提供

年 月 日

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
殿

本遺伝子組換え生物等は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第 2 条第 6 項による第二種使用を行っているものであるので、同法第 26 条第 1 項の規定により、以下のとおり情報提供を行います。

機関名	鳥取大学
部局名・職名	
氏名	
住所	〒
電話番号	
宿主又は親生物の名称（名称がないとき又は不明であるときはその旨）	
遺伝子組換え生物等の系統とその名称（マウス、ラット等動物の場合にはその系統を記載）	系統：
	名称：
供与核酸の名称	
譲渡者が施行規則第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に基づく使用等をしている場合にはその旨（注 1）	
拡散防止措置レベル	
当該遺伝子組換え生物等を使用している 本学での遺伝子組換え実験計画の承認番号	
その他（特に適切に取り扱うために必要な情報）	
譲渡日（譲受等）の予定日	年 月 日

(注 1) 施行規則第 16 条(抜粋)

(主務大臣の確認の適用除外)

第 16 条 法第 13 条第 1 項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 人の生命若しくは身体の保護のための措置又は非常災害に対する応急の措置として、緊急に遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする必要がある場合として主務大臣が別に定める場合
- 二 法第 17 条、第 31 条又は第 32 条に基づく検査を実施するため、又はその準備を行うため、必要最小限の第二種使用等をする場合
- 三 (略)
- 四 法の規定に違反して使用等がなされた遺伝子組換え生物等の拡散を防止するため、必要最小限の第二種使用等をする場合